

組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について

1 組合員資格の喪失について	2
(1) 組合員資格について	2
(2) 退職後の資格確認書等 <small>欄外参照</small> について	3
2 資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について	4
3 任意継続組合員制度	6
(1) 任意継続組合員になるための3つの条件	6
(2) 任意継続組合員になる申出の流れ	6
(3) 組合員期間	7
(4) 資格の喪失	7
(5) 給付等の範囲	7
(6) 給付金の支給方法	7
(7) 被扶養者の認定 <small>（扶養する）</small> 及び取消し <small>（扶養を外す）</small>	8
(8) 掛金（保険料）	8
4 任意継続組合員 短期給付一覧表	12
5 令和7年度の年度末早期申出の手続等について	13
(1) 手続きの流れ	13
(2) 掛金納入前 <small>に</small> 、任意継続組合員の申出を取り消す事由が発生した場合	15
(3) 掛金納入後 <small>に</small> 、任意継続組合員の資格を取り消す事由が発生した場合	15
(4) 3月2日から4月20日までに『申出書』を共済組合が受理した方	15
【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて	16
6 組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度Q & A	17

【様式について】 様式は、公立学校共済組合神奈川支部ホームページに掲載しています。

URL:<https://www.kouritu.or.jp/kanagawa/index.html>

当冊子 での略称	様式 番号	様式名	様式DL	退職後 制度案内	任継案内
	3-3	組合員証等紛失届	<input type="radio"/>		
	4-1	資格喪失(取消)証明書発行願	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
『申出書』	6-1	任意継続組合員申出書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	6-2	任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	6-3	任意継続組合員被扶養者取消申出書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	6-7	任意継続掛金払込証明書発行願	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
『取消申 請書』	6-8	予定任意継続組合員申出取消申請書			<input type="radio"/>

様式DL：支部トップページ>手続きナビ>組合員資格・年金の手続き>様式ダウンロード(資格編)
退職後制度案内：「組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について」

支部トップページ>お知らせ>組合員向け
>（令和8年1月下旬HP掲載予定）組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について

任継案内：掛金入金確認後に送付する「任意継続組合員になられた方へ」参照

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

1 組合員資格の喪失について

(1) 組合員資格について

公立学校共済組合の組合員の方は、次の資格取得要件を満たさなくなった場合、現在の資格を喪失します。また、被扶養者についても、同時に資格を喪失します。

任用形態・資格取得要件表

種別	任用形態	資格取得要件	
一般	・ 常勤職員	すべての常勤職員	
	・ 再任用職員	次の①～③のいずれかを満たすこと	
	・ 任期付職員	① 常勤職員の所定労働時間以上労働している者で、任用期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む）	
	・ 会計年度任用職員（13か月目以降）	F T	② 週の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数が、常勤職員の4分の3以上であって、任用期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む） ③ ①、②以外の者で、次の要件すべてに該当する者
短期	・ 臨時の任用職員	ア 週の所定労働時間が20時間以上であること。 イ 報酬月額が8万8千円以上であること。 ウ 任用期間が2か月を超える見込みであること。 エ 学生でないこと。（定時制等一部除く）	
	・ 会計年度任用職員（12か月目まで）	F T	
	・ 再任用職員 ・ 任期付職員 ・ 会計年度任用職員	短時間	

* FT(フルタイム)は常勤職員の所定労働時間以上労働している場合を示します。

* 短時間は週の所定労働時間が20時間未満を除きます。

この冊子や任意継続組合員制度において、資格取得要件を満たさなくなった場合は、すべて退職として扱います。

例えは……

① 令和8年3月31日付けで退職する場合

② 会計年度任用職員等が

令和8年3月31日まで週20時間以上で勤務し、

令和8年4月1日から週15時間で勤務する場合

いずれも

令和8年3月31日が退職日

令和8年4月1日が資格喪失日

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

(2) 退職後の資格確認書等欄外参照について

【引き続き当支部の組合員（任意継続組合員を除く）となる場合】

引き続きマイナ保険証や現職時の資格確認書により、医療機関等を受診できます。

【引き続き当支部の組合員とならない場合】

！注意！

退職時に任命権者と組合員の間で、次の任用予定が明らかに認められている場合、任用終了日と次の任用開始日の間に空白期間があっても組合員資格が継続する場合があります。

資格が継続するかどうかについては、各任命権者の判断となります。

- 現職時の組合員データに連携したマイナ保険証や資格確認書により、医療機関等を受診することはできません。
- 現職時の資格確認書等は、必ず退職時に返納をお願いします。
資格確認書等の返納先 : **退職時の所属所へ返納**
退職後、公立学校共済組合の**他支部**の組合員になる方は、**退職時の所属所へ**当支部が交付した資格確認書等を返納してください。
- ◆ 資格確認書等を紛失された方
紛失等により返納できない場合は、「(給付様式第3-3号) 組合員証等紛失届」を退職時の所属所へ提出してください。

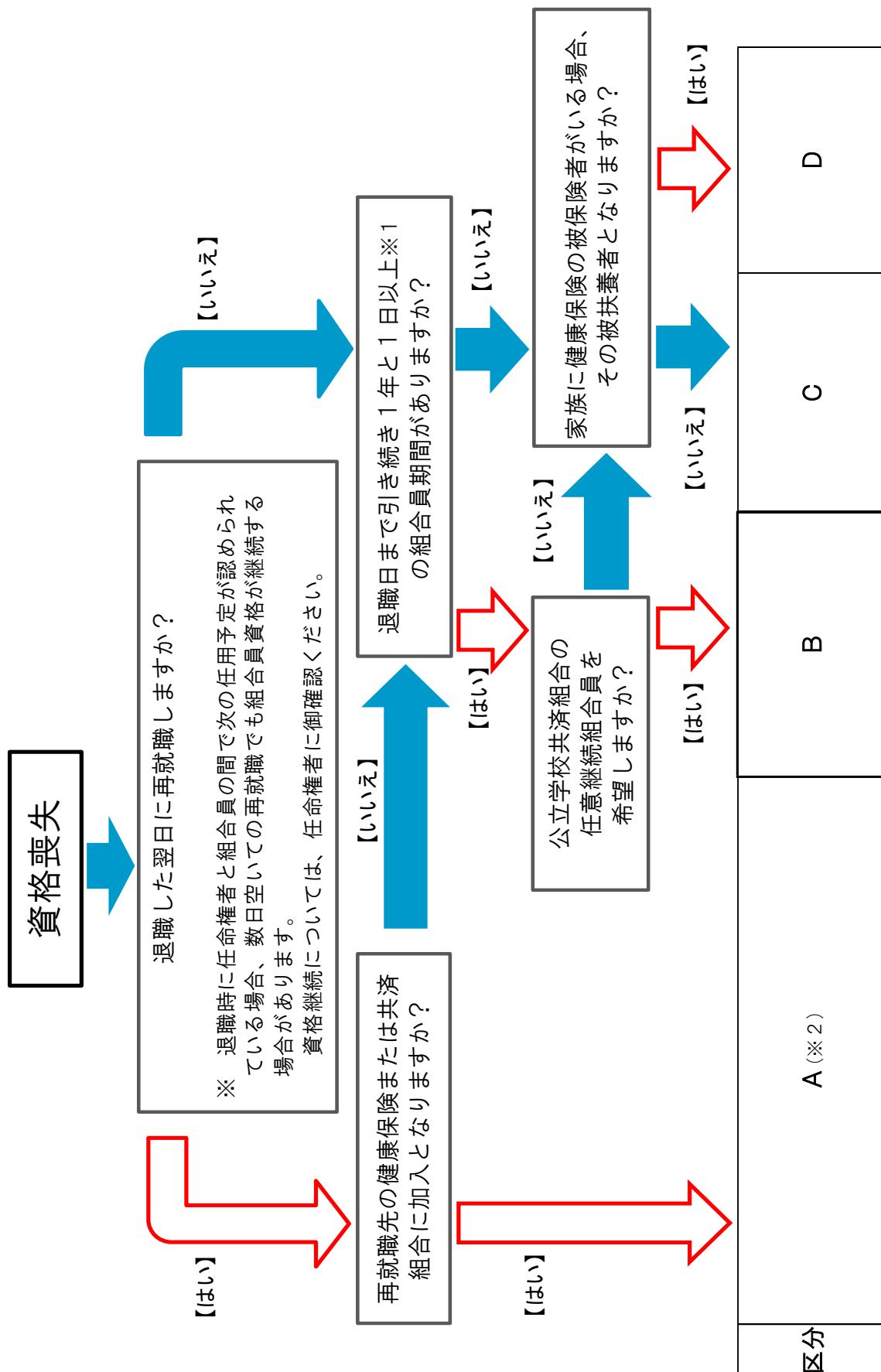
**資格喪失後に現職時の組合員データに連携したマイナ保険証や
資格確認書により医療機関等を受診した場合は、
当支部が負担した医療費を返還していただきます。**

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

2 資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について



『』は様式名の略称です。（P 1 【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等：資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

P4

区分	A			B	C	D
対象となる場合 ※ 公立学校等の職員 ※ 任用が引き続く場合	(1) 神奈川県内の公立学校等の職員 ※ 任用が引き続く場合	(2) 民間企業 再雇用(再就職)	(3) 大手民間企業等	(4) 市町村教育委員会 市町村・知事部局 国立大学法人 私立学校等	・ 再雇用(再就職)先で医療保険に加入できない場合 (勤務時間が週20時間未満等) ・ 自営業者等職場の健康保険に加入できない場合	家族の健康保険の被扶養者の認定を受ける。
保険制度	公立学校 共済組合	全国健康保険協会管掌健康保険 【協会けんぽ】	組合管掌健康保険 【組合健保】	該当の共済組合 該当の共済組合	公立学校共済組合の任意継続組合員制度	国民健康保険
要加入件数	1(1)の表を 参照。	再就職先の定めによる。		退職日まで 組合員期間が引き続き 1年と1日以上あること。	制限なし	各健康保険組合が 収入額の上限等の 要件を定めている。
給付内容	現職時と同様	再就職先により異なる		現職時と ほぼ同様。	附加給付がないなど、 健康保険組合や 共済組合と異なる	健東保険組合や 共済組合により 異なる。
手続先	本人は 手続不要。 資格確認書等 の返納も不要。	再就職先で加入手続を行う。	1 公立学校共済組合 へ「申出書」を退職 日から起算して20日 以内に提出する。 ※ 提出期限を超え た場合は加入でき ません。 2 掛金を期日までに 払い込む。	市区町村の役所で行う。 ※ 資格喪失証明書が必 要となる場合は、「資格 喪失(取消証明書発行 願」(給付様式第4-1号) を共済組合へ提出して ください。	家族の勤務先で加 入手続を行う。 ※ 必要書類、 給付内容等は 要確認	
掛金(保険料)	現職時と同様。 再就職先の定めによる。		退職時の標準報酬月額 又は平均標準報酬月額 のいずれか低い額を 基礎に算定。 ※ 被扶養者分の掛金 の加算はなし。	前年の所得により算定 (市区町村により異なる) ※ 扶養といふ考え方がな いため、公立学校共済 組合で被扶養者であつ た方にも掛金(保険料若 しくは保険税)が発生しま す。	0円	

『』は様式名の略称です。(P 1 【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

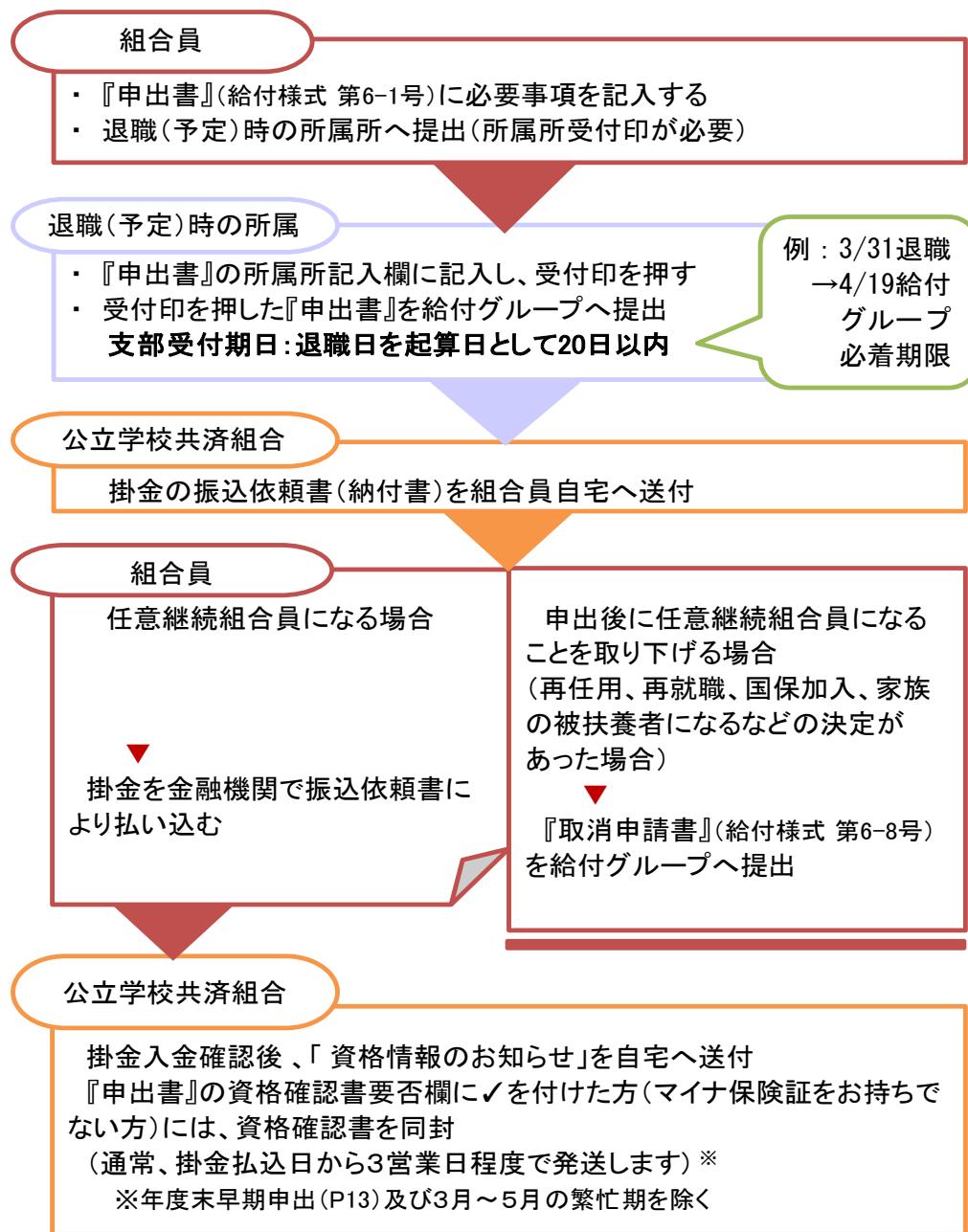
3 任意継続組合員制度

この制度は、最長2年間、現職時とほぼ同様の短期給付を受け、一部を除いた福祉事業^{3(5)参照}を引き続き利用することができる制度です。

(1) 任意継続組合員になるための3つの条件

- ① 退職日まで引き続き*1年と1日以上組合員期間があること
- ② 退職の日から起算して20日以内に加入の申出を行うこと
- ③ 退職の日から起算して20日以内に任意継続掛金を払い込むこと
- * 地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間を含みます。
(その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く)

(2) 任意継続組合員になる申出の流れ



『』は様式名の略称です。(P 1 【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

(3) 組合員期間

退職日の翌日から起算して、最長2年間

(4) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。〔地方公務員等共済組合法第144条の2第5項参照〕
また、資格喪失直後の再加入はできません。

- ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。
- イ 掛金を払込期日までに払い込まなかつたとき。
- ウ 他の健康保険の被保険者となつたとき。^{※1}
 - * 退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合
 - * 時間数増加等により、公立学校共済組合の短期・一般組合員資格を取得した場合 等
- エ 死亡したとき。^{※1}
- オ 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。^{※1}
 - * 国民健康保険に加入する場合、家族の被扶養者となる場合等^{※2}
 - * 資格喪失日は原則、給付グループが「(給付様式第6-2号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」を受理した日の翌月の1日となります。

※1 「(給付様式第6-2号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」により資格喪失の申出が必要です。

エの場合は、家族の方が申出をしてください。

※2 家族が公立学校共済組合の組合員であり、その被扶養者となる場合も、任意継続組合員の資格喪失の申出が必要です。

(5) 給付等の範囲

ア 退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。ただし以下の給付は受けられません。

▶ 「4 任意継続組合員短期給付一覧表」(P12) 参照

＜受けられない給付＞

- | | | | |
|---------|-----------|----------|------------|
| ・傷病手当金* | ・傷病手当金附加金 | ・出産手当金* | ・育児休業支援手当金 |
| ・休業手当金 | ・育児休業手当金 | ・介護休業手当金 | ・育児時短勤務手当金 |

※ 任意継続組合員であるか否かに関わらず、傷病手当金と出産手当金については、退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合に限り、退職後から請求することで給付を受けられます。また、現職時に給付を受けている方も継続して給付を受けられます。

- イ 教職員人間ドック等事業は対象になりません。
- ウ レクリエーション・ガイドの利用はできません。
- エ 福利厚生俱楽部の利用はできません。
- オ 特定健康診査等を受診できます。
(40歳以上75歳未満の任意継続組合員と被扶養者の方)

(6) 給付金の支給方法

『申出書』に記入した給付金口座に振り込みます。

『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

(7) 被扶養者の認定 (扶養する) 及び取消し (扶養を外す)

ア 現職時に認定されていた被扶養者の認定を継続したい場合

『申出書』の「認定を継続したい被扶養者」欄に該当者の氏名を記入してください。
記入がない被扶養者は、継続して認定できません。

イ 新たに被扶養者を認定する場合

給付グループに連絡してください。任意継続組合員資格取得後に手続します。

○ 収入要件

	年額	月額	日額 (雇用保険等)
・ 下記以外の者	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
・ 19歳以上23歳未満の者 (組合員の配偶者を除く。)	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
・ 60歳以上の者 ・ 障害を支給事由とする 公的年金等の受給要件に 該当する程度の障害を有 する者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

ウ 取消しする場合 (就職や収入超過、死亡などで、取消事由が発生した場合)

「(給付様式第6-3号) 任意継続組合員被扶養者取消申出書」に必要な書類を添えて、給付グループに送付してください。

資格確認書を所持している場合は、必ず返納してください。

※毎年10月頃に、被扶養者の収入および生計維持関係の確認（検認）を行います。

その際は、収入要件の範囲内であることの書類の提出を求めることとなりますので、被扶養者の収入が分かる書類（年金通知書、給与明細、確定申告書、株の配当等の年間取引明細など）は保管しておくようにしてください。

収入を確認できない場合や収入超過の場合は、遡って認定を取り消します。取り消し後に受診した医療費については、当支部に返還していただきます。

(8) 掛金（保険料）

任意継続掛金には、短期掛金と介護掛金介護保険第2号保険者：40歳以上65歳未満の方と子ども・子育て支援掛金（仮称）※の3種類があります。

※子ども・子育て支援掛金（仮称）については、令和8年4月分から徴収予定（掛金率未定）

現職時の掛金は、事業主が約1/2を負担していますが、任意継続組合員は事業主の負担相当分も自身で負担することとなるため、掛金額は、現職時と比較するとほぼ2倍になります。

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

ア 算定方法

掛金は、算定基礎額（①、②のいずれか少ない額）に、掛金率を乗じて得た額が月額の掛金額となります。

① 退職時の標準報酬月額

② 平均標準報酬月額 410,000 円（令和8年度適用）

1か月分の掛金の計算方法（掛金率：令和7年12月20日現在）

算定基礎額	×	掛金率 介護保険第2号被保険者である組合員 (40歳以上65歳未満の組合員) $\frac{93.20}{1000} + \frac{16.08}{1000} = 109.28 \quad / 1000$ (短期) (介護) 介護保険第2号被保険者でない組合員 (40歳未満または65歳以上の組合員) $93.20 \quad / 1000 \quad \text{(短期のみ)}$
-------	---	--

【任意継続掛金の算定例】

平均標準報酬月額（②）が算定基礎額となる方で、その方が介護保険第2号被保険者の場合の1か月の掛金額

(短期) 410,000 円 × 93.20 / 1000 = 38,212 円 (円未満切捨て)

(介護) 410,000 円 × 16.08 / 1000 = 6,592 円 (円未満切捨て)

合計 44,804 円

※上記金額に子ども・子育て支援掛金（仮称）が加算されます。

イ 掛金の払込みと払込期日

▶ 「（参考）掛金の払込方法等比較表」（P11）を参照

【払込方法】

* 『申出書』の提出後は、資格を喪失するまで払込方法の変更はできません。

(ア) 前納払（割引あり）

年度ごとに6か月分または12か月分を振込依頼書により払込み

(イ) 毎月払（割引なし）

預金口座から自動振替

【払込期日】

資格取得月以外の掛金は前払い

* 自動振替による払込みの場合も、該当月の前月に自動振替をします。

＜掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合＞

任意継続組合員資格を取得することはできません。

また、一旦資格を取得した後でも、掛金を滞納した場合は資格を喪失します。

自動振替による毎月払の方で、預金口座の登録をしなかった場合や口座の資金不足などにより振替不能になった場合も、同様に資格を喪失します。

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

ウ 掛金払込証明書の発行

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、払い込んだ年の翌年1月中旬に御自宅へ送付（一斉送付）します。ただし、年末調整等のため、「任意継続組合員掛金払込証明書」を一斉送付前に必要とする場合は、「(給付様式第6-7号) 任意継続掛金払込証明書発行願」を給付グループあてに送付してください。

エ 任意継続組合員資格を喪失した場合の納付済掛金について

任意継続組合員が資格を喪失した場合、喪失した日の属する月以後の任意継続掛金が払い込まれている場合は、当該任意継続掛金を還付します。ただし、加入した日の属する月に資格を喪失し、かつ喪失事由が公立学校共済組合の短期・一般組合員資格取得でない場合は、加入月の掛金（1か月分）は徴収します。

オ その他注意事項

- 平均標準報酬月額：毎年見直され、12月頃に公表
令和8年度は、410,000円です。
- 令和8年度の掛金率：掛金決定通知書に同封する文書でお知らせする予定です。
- 掛金の払込み：1年度ごと

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等：資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

カ (参考) 掛金の払込方法等比較表

※ 『申出書』提出後の変更はできません。

	A 自動振替 (みずほ銀行)	B 自動振替 (その他の金融機関)	C 前納 (6か月)	D 前納 (12か月)		
払込方法	毎月		6か月ごと	12か月ごと		
預金口座からの自動振替		「振込依頼書」等通知に示す手続きにて金融機関の窓口で一括前納払				
※ 初3月は、振込依頼書にて金融機関の窓口等で払込みをしてください。 ※ 金融機関に「預金口座振替依頼書」を提出し、事務手続が完了するまでは、共済組合から送付する「振込依頼書」を使って、金融機関の窓口等で払込みをしてください。		※ 預金口座からの引き落しはできません。				
銀行での手続	指定した銀行(支店)の窓口に、「預金口座振替依頼書」を提出してください。 ※ 「預金口座振替依頼書」は、『申出書』が提出された後、共済組合から御自宅に郵送します。 ※ ゆうちょ銀行 自動振替用に変換した店名と口座番号を「預金口座振替依頼書」に記入し、共済組合に送付してください。(詳しくは、ゆうちょ銀行にお問合せください。) ※ みずほ銀行、ゆうちょ銀行以外の金融機関 金融機関の窓口での手続終了後、「預金口座振替依頼書」の2枚目を共済組合へ送付してください。		金融機関により異なります。 詳細は各金融機関にお問合せください。			
手数料	なし	毎月110円 (100円+税)	金融機関により異なります。 詳細は各金融機関にお問合せください。			
納付日	A 毎月25日 ※ 土、日、祝日の場合は翌営業日 ※ 前納払のため、翌月分が引落しされます。	B 毎月20日	令和8年3月31日(火) あるいは 神奈川支部の定める払込期日			
その他	1 任意継続掛金の種類は【短期掛金】と【介護掛金】と【子ども・子育て支援掛金(仮称)】の3種類です。※ 介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみ ※ 子ども・子育て支援掛金(仮称)は令和8年4月分から徴収予定					
	2 前納は割引が発生する場合があります。 例 令和8年度平均標準報酬月額(410,000円)が任意継続掛金の算定の基礎となる場合 (掛金率:令和7年12月20日現在) ひと月当たり 【短期掛金】 38,212円 【介護掛金】 6,592円 【合計】 44,804円 ※上記金額に子ども・子育て支援掛金(仮称)が加算されます。					
(1) 3月31日までに納付した場合の年間の掛金額 (2月27日(金)までに『申出書』を共済組合が受理した方) 【毎月払い】割引なし 537,648円 【6月前納】6か月の割引×2回 531,540円 (毎月払より 6,108円お得) 【12月前納】12か月の割引 526,380円 (毎月払より 11,268円お得) (2) 3月31日以降に納付した場合の年間の掛金額 (3月2日(月)以降に『申出書』を共済組合が受理した方) 【毎月払い】割引なし 537,648円 【6月前納】5か月の割引+6か月の割引 532,411円 (毎月払より 5,237円お得) 【12月前納】11か月の割引 528,103円 (毎月払より 9,545円お得)						

『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

4 任意継続組合員 短期給付一覧表

次の給付金については、請求手続が必要です。

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から**2年間**請求を行わないと時効により消滅します。

事由	給付名称	給付要件	給付額	必要書類等
病気 や 負傷	療養費 (組合員) 家族療養費 (被扶養者)	(1)やむを得ない事情によりマイナ保険証等を使用しないで医療機関を受診したとき (2)保険診療において、保険医が治療上必要であると認めたとき ●関節用装具等治療用装具、小児弱視等治療用眼鏡 ●はり師・きゅう師の施術を受けることを同意した場合 ●あんま・マッサージ・指圧師の施術	療養に要した費用に次の割合を乗じた額 ①次の②～④以外の者：7割 ②義務教育就学前まで：8割 ③70歳以上の現役並所得者以外：8割 ④70歳以上現役並所得者：7割	● (家族) 療養費請求書 【給付要件(1)】 <ul style="list-style-type: none">・診療報酬明細書、調剤報酬明細書（レセプト）・領収書の原本 【給付要件(2)治療用装具】 <ul style="list-style-type: none">・装具証明書等・領収書（原本） (内訳書含む) 【給付要件(2)はり師等】 <ul style="list-style-type: none">・医師の同意書・療養費支給申請書・領収書（原本）
移送	移送費 (組合員) 家族移送費 (被扶養者)	組合員または被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合等	健康保険法に規定する「算定の例」により算定した最も経済的な経路・方法により移送された場合の旅費により算定した額	● (家族) 移送費請求書 ・移送に要した費用の証明書等
出産	出産費 (組合員) 家族出産費 (被扶養者) 及び 同附加金	組合員または被扶養者が出産したとき ※出産のみでなく、妊娠85日以上での死産及び流産についても対象となります。	出産した医療機関が産科医療補償制度に 加入：500,000円 非加入：488,000円 附加金 50,000円	● (家族) 出産費・同附加金請求書 ・直接支払制度に関して医療機関等と契約した際の書面の写し ・医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し
死亡	埋葬料 (組合員) 家族埋葬料 (被扶養者) 及び 同附加金	組合員または被扶養者が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	● (家族) 埋葬料・同附加金請求書 ・遺族等に関する届出書 ・死体埋火葬許可書の写し ・葬儀領収書等、埋葬に要した費用に関する書類の原本（組合員の死亡で、被扶養者以外が請求する場合）
	弔慰金 (組合員) 家族弔慰金 (被扶養者)	組合員または被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	【弔慰金】 任意継続掛金の算定基礎額の1か月分の額 【家族弔慰金】 弔慰金の7割の額	● (家族) 弔慰金請求書 ・災害状況報告書 ・市区町村又は警察の事故証明書等
災害	災害見舞金	非常災害により組合員及び被扶養者の住宅や家財に損害を受けたとき ※災害の程度により給付されない場合や現地調査が必要となる場合があります。	損害の程度により任意継続掛金の算定基礎額に0.5か月分から3か月分を乗じた額	●災害見舞金請求書 ・災害状況報告書（住居・家財） ・市区町村又は消防署長の「り災証明書」 ・被災状況のわかる写真

受けられない給付は傷病手当金※同附加金、出産手当金※、育児休業支援手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金です。

※傷病手当金、出産手当金は、退職前に請求事由が発生している場合に限り、給付を受けることができます。

『』は様式名の略称です。（P 1 【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

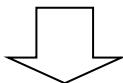
資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

5 令和7年度の年度末早期申出の手続等について

〈令和8年3月31日付退職者対象〉

(1) 手続きの流れ

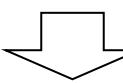
- ア 『申出書』に必要事項を記入して退職（予定）時の所属所長に提出する。
＊ 所属所の受付印が必要です。



- 再就職の任用時間等が決定していない方、迷っている方も、申出を行うことができます。

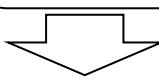
- イ 所属所を経由して、**2月27日（金）**までに給付グループへ『申出書』を送付（必着）してください。（共済組合が受理する日が受付日です）

- ＊ **2月27日（金）**までに共済組合が『申出書』を受理した方で、年一括払い（前納）を選択した方は、掛金の割引率が最大になります。
＊ **3月2日（月）**以降に共済組合が『申出書』を受理した方は、初月の掛金が割引対象外となります。



- ウ 共済組合から御自宅へ送付するもの（3月10日頃） ○全の方 △対象者のみ

- 掛金決定通知書
○ 振込依頼書（介護保険の被保険者ではない組合員は短期掛金分のみ）
○ 手続の御案内
△ 預金口座振替依頼書（掛金払込方法として、自動振替を希望された方のみ）



エ 《本人が行う手続》 ※この手続は必ず行ってください。

払込方法 共通の手続き

- 金融機関の窓口等で、手元に届いたすべての振込依頼書により全額を
3月24日（火）までに払い込む。
＊ 3月24日（火）までに払込みをされた方へ、3月31日までに「資格情報のお知らせ」等及び小冊子「任意継続組合員になられた方へ」を送付します。
＊ 振込の領収書は年末調整等で利用できます。大切に保管してください。

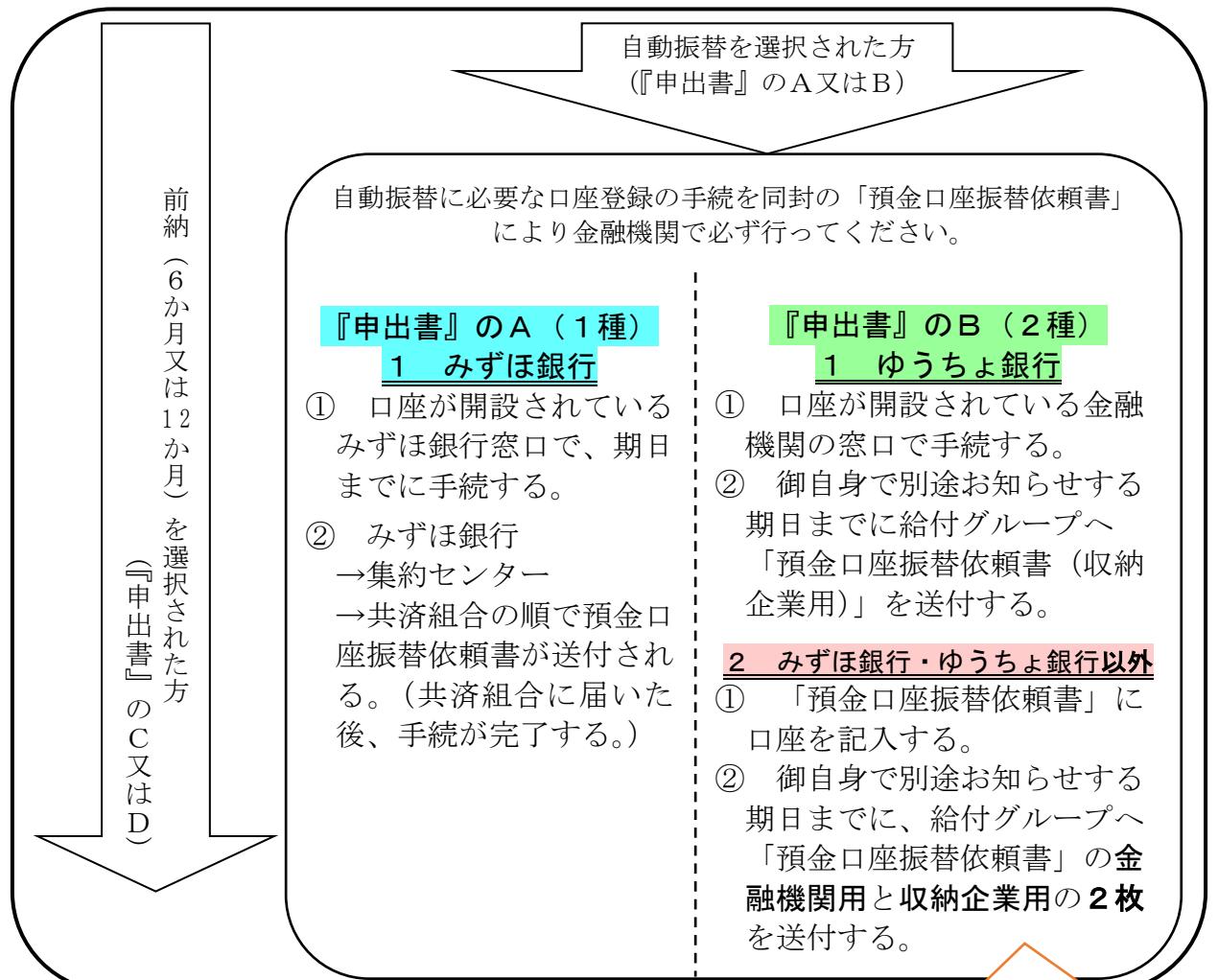
前納を選択された方
（『申出書』のC又はD）

自動振替を選択された方
（『申出書』のA又はB）

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

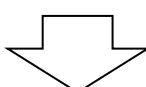
資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証



【注意】毎年、共済組合への送付がないために振替不能となる方がいます。

オ **掛金の入金確認後、共済組合から御自宅へ送付するもの**

- ① 「任意継続組合員になられた方へ」(小冊子)
- ② 資格情報のお知らせ
- ③ 資格確認書(対象者のみ)



○ **退職前の資格確認書は、4月1日以降は使用できません。必ず、退職時の所属所に返納してください。**

手続完了

『』は様式名の略称です。(P 1 【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

(2) 掛金納入前に、任意継続組合員の申出を取り消す事由が発生した場合

「(給付様式第 6-8 号) 予定任意継続組合員申出取消申請書」を提出してください。

(3) 掛金納入後に、任意継続組合員の資格を取り消す事由が発生した場合

「(給付様式第 6-2 号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」(様式に添付書類を記載しています)を提出してください。

(4) 3月2日から4月20日※までに『申出書』を共済組合が受理した方

※令和8年4月19日(日)のため

5(1)と同様の流れですが、5(1)ウの送付は4月1日以降、受付順に行いますので、5(1)の送付も4月1日以降になります。ただし、任意継続組合員資格取得日は令和8年4月1日になります。

また、4月分の掛金は割引対象外となるため、掛金の割引率が最大になりません。

『』は様式名の略称です。(P 1 【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて

事由	事由 2	様式名	任意継続組合員資格喪失日	掛金
<ul style="list-style-type: none"> 退職日の翌日から任用される場合 退職日から任用日まで間が空いているが、短期・一般組合員資格が継続する（任命権者判断）場合 	掛金納付 前	(給付様式第6-8号) 「予定任意継続組合員申出取消申請書」		全額還付
	掛金納付 後	(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」		
<ul style="list-style-type: none"> 任意継続組合員資格取得月と、再就職先の資格取得月が同じ月の場合 【例】 3月31日退職 4月1日から任意継続 4月2日から再就職先の組合員資格取得 	公立学校共済組合短期・一般の組合員資格取得	<p>(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」</p> <p>(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」</p>	再就職先の資格取得日 【例の場合】 4月2日	公立学校共済組合の資格取得月以降の掛金を還付 【例の場合】 4月以降の掛金を還付
	公立学校共済組合以外で組合員資格取得			再就職先の資格取得月の翌月以降の掛金を還付 【例の場合】 5月以降の掛金を還付
<ul style="list-style-type: none"> 任意継続組合員資格取得月と、再就職先の資格取得月が異なる月の場合 【例】 3月31日まで週20時間勤務 4月1日から週15時間勤務 8月25日から週20時間勤務 		<p>(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」</p> <p>(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」</p>	再就職先の資格取得日 【例の場合】 8月25日	新しい組合員資格の資格取得月以降の掛金を還付 【例の場合】 8月以降の掛金を還付
<ul style="list-style-type: none"> 家族の被扶養者になる場合 国民健康保険の被保険者になる場合 【例】 4月1日から任意継続 4月1日から被扶養者として認定される/国民健康保険に加入する 5月1日に共済組合が書類を收受 	掛金納付 前	(給付様式第6-8号) 「予定任意継続組合員申出取消申請書」	共済組合が書類を收受した月の翌月1日 【例の場合】 6月1日	資格喪失月以降の掛金を還付 【例の場合】 6月以降の掛金を還付
	掛金納付 後	(給付様式第6-2号) 「任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」		

『』は様式名の略称です。（P 1 【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

6 組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度Q & A

Q 1 組合員資格喪失後の医療保険は任意継続保険、国民健康保険のどちらに加入するほうが良いのか教えてください。

A 1 掛金額だけの比較ではなく、給付内容も考慮して御自身で決めてください。

● 任意継続

- ・ 現職時と同様、被扶養者の掛金は頂いておりません。
- ・ 給付内容については、退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。ただし、以下の給付は受けられません。

＜受けられない給付＞

- | | | | |
|---------|-----------|----------|------------|
| ・傷病手当金* | ・傷病手当金附加金 | ・出産手当金* | ・育児休業支援手当金 |
| ・休業手当金 | ・育児休業手当金 | ・介護休業手当金 | ・育児時短勤務手当金 |

※ 任意継続組合員であるか否かに関わらず、傷病手当金と出産手当金については、退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合に限り、退職後から請求することで給付を受けられます。また、現職時に給付を受けている方も継続して給付を受けられます。

● 国民健康保険

お住いの市区町村にお問合せください。

参考URL

神奈川県ホームページ「国民健康保険制度のご案内」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/cnt/f7093/index.html>

Q 2 組合員資格喪失後に資格確認書等を使用して医療機関を受診しました。その後の手続きについて教えてください。

A 2 組合員の退職に伴い、共済組合の組合員資格を喪失しますと、任意継続組合員の資格取得または別の健康保険に加入する必要があります。

任意継続組合員の資格を取得しない場合で、共済組合の組合員資格喪失後に資格確認書等を利用して受診した医療費については、共済組合から後日請求させていただきます。

その医療費は、受診時に加入していた健康保険組合へ請求することができますので、手続等は加入した健康保険組合へお問合せください。

『』は様式名の略称です。（P 1 【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

Q 3 任意継続組合員の加入要件で「退職日まで引き続き1年と1日以上の組合員期間」とありますが、公立学校共済組合の組合員期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月です。その直前までは、地方公務員共済組合の組合員であり、組合員期間は令和4年4月1日からの3年6か月でした。
この場合、加入要件を満たしているのでしょうか。

A 3 加入要件を満たしています。

組合員期間には、**地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合**の組合員期間を含みます。(その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く)

ただし、**地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の組合員期間（始期及び終期）の証明書類**が必要です。(証明書の詳細は、各共済組合へお問合せください。)

Q 4 任意継続組合員になりましたが、掛金（保険料）が現職の時よりも高いように思われます。どうしてでしょうか。

A 4 現職の時の掛金（保険料）は、本人負担分と事業主負担分は1／2ずつの負担となっていましたが、任意継続組合員の場合は、事業主負担分がありませんので、全額自己負担となります。

Q 5 退職後、再任用職員（フルタイム）を希望していますが、まだ決定の通知等はきていません。任用がなかった場合、任意継続組合員となることを希望しますが、4月以降の健康保険の手続きはどのようにしたらよいですか。

A 5 任意継続組合員となることの申出を行った後、再任用職員（フルタイム）で働くことが決定した場合、書類を提出することで任意継続組合員の申出を取り消すことができます。

➤P16 【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて 参照

『』は様式名の略称です。（P 1 【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

Q 6 任意継続組合員の掛金（保険料）を年一括で支払いました。その後、年度の中途中で再就職/勤務時間数増加により現職者として組合員資格を取得することになりました。

この場合、どのような手続きが必要ですか。また、掛金（保険料）の返金はあるのでしょうか。

A 6 現職者として保険組合・共済組合の組合員資格を取得した場合は、任意継続組合員の資格喪失手続きが必要です。「(給付様式第6-2号) 任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」に資格取得日が分かる書類の写しを添付して給付グループへ提出してください。

掛金（保険料）は、原則、加入月に資格喪失した場合を除き、資格喪失した日の属する月以降分を返金します。（申出があった日の翌月末に返金します。）

➤ P16 【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて 参照

Q 7 任意継続組合員になりましたが、配偶者の被扶養者になろうと思います。必要な手続きを教えてください。

A 7 任意継続組合員になった者が、家族が加入している健康保険組合の被扶養者となる場合は、任意継続組合員の資格喪失の手続きが必要です。

掛金（保険料）は、原則、加入月に資格喪失した場合を除き、資格喪失した日の属する月以降分を返金します。（申出があった日の翌月末に返金します。）

➤ P16 【参考】任意継続組合員の申出取消・資格喪失の手続きについて 参照

任意継続組合員資格喪失後に支部から郵送する資格喪失証明書をもって、配偶者等家族の加入する健康保険組合で認定手続きを行ってください。

なお、家族が公立学校共済組合神奈川支部の組合員であり、その被扶養者となる場合であっても資格喪失の手続きは必要です。

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

資格確認書等 : 資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証